

鳥取、島根、岡山、広島、山口県以外のゆうちょ銀行・各郵便局をご利用の特別徴収義務者の方へ

特別徴収税額の納入に鳥取、島根、岡山、広島、山口県以外のゆうちょ銀行・各郵便局を利用される場合は、初回の納入の際、右の通知書にゆうちょ銀行または郵便局名をご記入のうえ、当該ゆうちょ銀行または郵便局へ提出してください。

なお、一度通知書を提出すれば翌年以降改めて提出する必要はありませんので、前年度指定通知書を提出されている方は、今年度も引き続き利用できます。

切り取り線

## 指定通知書

年 月 日

長 様

鳥取県八頭郡八頭町長



地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、貴店を当町の町民税・県民税特別徴収収納取扱店に指定したので通知します。

口座番号	01300-2-960920
加入者の名称	八頭町会計管理者
取りまとめ店	ゆうちょ銀行広島貯金事務センター